

北海道開発局建設業等の働き方改革実施方針

参 考 資 料

※「＜取組Ⅱ＞インフラDXの推進については、北海道開発局HP（以下URL）の「北海道開発局インフラDX・i-Constructionアクションプラン」を参照。

（北海道開発局HP）<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/gijyutu/splaat000001x3oy.html>

令和7年 3月
北海道開発局

【参考】建設業等の働き方改革の経緯等について(1/2)

【背景と趣旨（1/2）】

- 人口減少と少子高齢化の急速な進展に伴って生産年齢人口が減少する中、建設業等において技術者、技能者の確保が難しくなっており、社会インフラの整備・維持管理や災害対応に重要な役割を担っている建設産業の担い手確保・育成に向けて、建設業等の働き方改革の実現は急務となっている。
- そのような中、建設業については、政府の「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において、労働基準法の改正の方向性として、災害からの復旧・復興に関するものを除き、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされているところである。
その対応として、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成29年8月28日関係省庁連絡会議申し合わせ）が策定されるなど建設業の働き方改革に向けた取組が進められてきたところである。
- 国土交通省では、この流れを止めることなく加速させるため、平成30年3月20日「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定し、長時間労働の是正、給与・社会保険、生産性向上の3つの分野で、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で施策を展開している。
- 公共工事の品質確保において、令和元年6月には「新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）」が成立し、建設業の働き方改革の推進や生産性向上への取組等が進められた。
- 令和6年6月「第三次・担い手3法（建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・公共工事の品質確保の促進に関する法律）」が成立し、インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化などの取組が示された。

【参考】建設業等の働き方改革の経緯等について(2/2)

【背景と趣旨（2/2）】

- 北海道開発局では、北海道の建設業及び建設関連業（測量業、地質調査業、建設コンサルタント、補償コンサルタント）について、労働環境の整備並びに技術者・技能労働者の確保・育成及びその活躍に資する施策を推進するため、平成29年10月24日に「北海道開発局建設業等の働き方改革推進本部」を設置し、年度毎に「北海道開発局建設業等の働き方改革実施方針」を策定して取組を進める。
- 令和6年4月から時間外労働上限規制が適用され、週休2日が定着したことを踏まえ、完全週休2日（土日）など、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け取り組む。

【北海道開発局における取組経緯】

平成29年10月24日 北海道開発局建設業等の働き方改革推進本部設置
平成29年12月12日 平成29年度 北海道開発局建設業等の働き方改革実施方針策定
平成30年 4月23日 平成30年度 北海道開発局建設業等の働き方改革実施方針策定

～（中略）～

令和 6年 3月25日 令和6年度 北海道開発局建設業等の働き方改革実施方針策定

＜推進本部設置目的＞

北海道開発局においては、北海道の建設業及び建設関連業（測量業、地質調査業、土木関係コンサルタント、建築関係コンサルタント及び補償関係コンサルタント）について、「適正な工期設定」、「適切な賃金水準の確保」、「週休2日の推進などによる休日確保」など、労働環境の整備及び技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍に資する施策を推進するため、推進本部を設置する。

平成30年7月6日 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立（同日公布）
平成31年4月1日 同法施行（※中小コンサルは1年の猶予、建設業は5年の猶予）

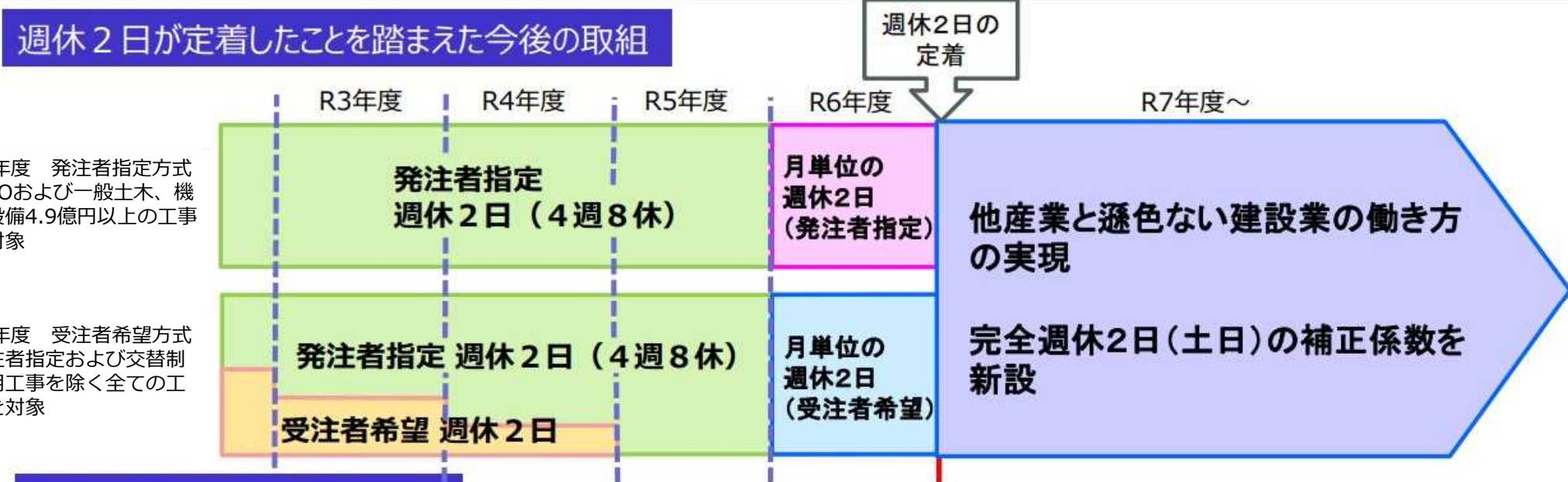
第三次・担い手3法(全体像)【参考】

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	（参考） ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
- 令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日（土日）の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施。
 - ※補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。
 - ※完全週休2日(土日)の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止。



※R7年度 発注者指定方式 WTOおよび一般土木、機械設備4.9億円以上の工事を対象

※R7年度 受注者希望方式 発注者指定および交替制適用工事を除く全ての工事を対象

R7年度の週休2日補正係数

	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
＜現場閉所＞	補正無し	労務費:1.02 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労務費:1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03
＜交替制＞	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日)
	補正無し	労務費:1.02 現場管理費:1.02	労務費:1.02 現場管理費:1.03

・**施工効率向上プロジェクト**、「**業務成果**」品質向上プロジェクトを通じて全ての工事及び業務を対象に現場環境の改善に向けた取組を実施。標準項目として、「**依頼日・時間及び期限に関すること**」、「**会議・打合せに関すること**」、「**業務時間外の連絡に関すること**」を設け、現場環境改善に努める。

＜参考＞施工効率向上プロジェクト ⑥業務環境改善より

■ 目的

工事を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、ワンデーレス
ポンス・ASPを推進しているが、これに加え、計画的に工事を履行しつつ、非効率なやり方の業務
環境等を改善し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努める。

■実施内容(緊急対応等の場合は除く)

工事着手時に行う工事円滑化会議の場などで受発注者で必ず確認する

①依頼日、時間に関すること

- ・業務時間外の依頼はしない。また、定時退庁日、休前日は15時以降の依頼はしない。
- ・依頼の期限日は十分な時間的余裕をもって行うこととし、休日明け日(月曜日等)を依頼の期限日としない。

また、定時退庁日、休前日の依頼の期限日は、2日後(休日を除く)以降とする。

②打ち合わせに関すること

- ・業務時間外にかかるおそれのある16時以降開始の打ち合わせは設定しない。
- ・テレビ会議を活用した打合せの活用。

③業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡は行わない。
- ・受発注者でASPを使用するなどして現場閉所日を情報共有し、現場閉所日には連絡を行わない(メールも含む)。

■对象工事

- ・全工事（緊急対応等の場合は除く）

■ 留意点

- ・受注者によって現場閉所日などが異なることから、柔軟に取り組むこと。
- ・工事の進捗に差し支えないよう、工事工程のクリティカルパスの確認・共有を適切に実施すること。

<取組の周知>

①各市町村への取組周知

R6.1.11事務連絡（北海道開発局⇒北海道・札幌市へ発出）
 施工効率向上プロジェクト・業務成果品質向上プロジェクト
 を通じた現場環境の改善の取組を周知した。

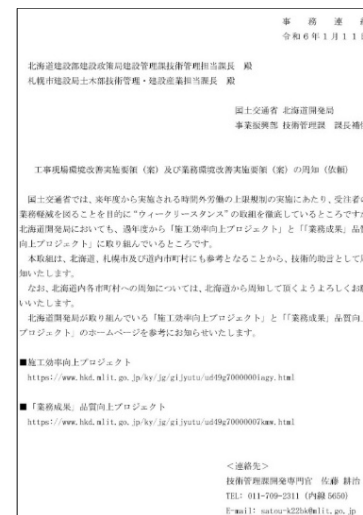
②開発局職員への取組周知徹底

R6.10.23 職員向け説明会
施工効率向上プロジェクト・業務成果品質向上プロジェクト
についてのWEB説明会を実施し、取組の周知徹底を図った。

③外部への取組周知

外部向けの出前講座・各種講習会等で、施工効率向上プロジェクト・業務成果品質向上プロジェクトを通じた現場環境の改善の取組を周知した。

※事務連絡による周知



※出前講座等による周知



「工事書類簡素化のポイント」の浸透・定着を図る

- 令和6年3月「工事書類簡素化のポイント」を公表し、その後各建設業協会を通じ説明会の開催や地方建設業協会との意見交換会などで紹介、また開発局内部・工事監督支援業務に対して説明会や複数レベル(幹部クラスや補佐クラスなど)に対し周知し、浸透を図った。
- 説明会における質疑やアンケートを踏まえ、R6年12月に簡素化Q&Aを改訂し、さらにR7年3月に冊子を改訂。
- 改訂後、受発注者に対し説明会を開催し、定着を図る。

工事書類簡素化のポイント		
仕様書や主なマニュアルの概要		
発注準備段階	全般	契約・施工
全般	1) 施工効率向上プロジェクト	・適正な工期設定 ・条件明示の徹底 ・工事円滑化会議等の北海道開発局の取組みを解説
	2) 工事仕様書	・用語の定義 ・工事に適用される規程、基準等を定めている
	3) 土木工事監督実務要覧	・工事の監督、検査 ・施工体制(施工体制台帳) ・工事成績、事故等の通達集
	4) 工事円滑化会議チェックリスト	・施工条件 ・受発注者の役割分担等の確認項目一覧
契約・施工	5) 土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン	・工事施工中における利用 ・検査における利用等を解説
	6) 土木工事書類作成マニュアル(案)	・書類作成者や提出者提示の一覧 ・契約関係書類、施工計画、施工管理等の留意点を解説
	7) 設計図書の見直しガイドライン	・工事前の「設計図書の照査」の考え方 ・「設計図書の照査」の範囲を超える事例等を解説
	8) 工事請負契約における設計変更ガイドライン	・設計変更が可能なケース ・設計変更に関わる資料作成等を解説
完成・納品	9) 工事検査技術マニュアル	・検査における提出書類 ・検査の実施方法等を解説
	10) 電子納品等運用ガイドライン	・成果品作成にあたり留意事項等を解説
	11) 北海道開発局における電子納品に関する手引き(案)	・北海道開発局独自の運用等を解説
	12) オンライン電子納品実施要領	・完成検査が工期内の場合 ・完成検査が工期後の場合等の手順を解説

受注者より、「**マニュアルの種類が多い**」との声を踏まえ、使用するタイミングごとに、**主なマニュアルの概要をまとめた一覧を追加**

受注者より、「**監督職員は適切だが担当技術者(工事監督支援業務)の理解が不足している**」との声を踏まえ、「**工事監督支援業務の調査職員は、担当技術者に通知し、認識の共有を図ること**」を追記

簡素化できるのに、**監督職員から作成指示があった不適切な内容は、新たに追記もしくはR6より記載がある項目は吹き出しで明示**

1. 目的、適用

■ 目的

本冊子により、受発注者間で役割分担の明確化、電子化、遠隔臨場や検査書類限定型工事等の活用により、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の推進を図る。

■ 適用

令和6年度以降、入札公告を行う北海道開発局の発注工事(営繕関係を除く)を対象とするが、契約済み工事についても協議の上、適用できるものとする。

工事書類簡素化のポイントの位置付け

- 本冊子では、北海道開発局発注工事の工事関係書類を簡素化する方法や削減可能な工事書類の紹介、資料等作成者の役割分担を明確化している。
- 受注者及び発注者、監督職員、検査職員は、本冊子に基づき工事書類の簡素化を図るものとする。
- 工事監督支援業務の調査職員は、簡素化の取組を担当技術者(工事監督支援業務)に通知し、認識の共有を図るものとする。

11. 臨場確認

監督職員および担当技術者(工事監督支援業務)の臨場写真、臨場確認のための新たな資料の作成は不要

- 段階確認願、立会願に添付する資料は、監督職員等が確認した実測値を記入する。**受注者は、段階確認のために新たに資料を作成する必要はない。**
- 監督職員、担当技術者(工事監督支援業務)が臨場した場合、**臨場時の状況写真は不要。**
- 監督職員、担当技術者(工事監督支援業務)が臨場して段階確認した箇所は、**出来形管理写真の撮影を省略できる。**



- 検査書類限定型工事とは、工事検査において、監督職員と技術検査官の重複確認を廃止し、効率的に進めることで、受発注者の負担軽減を図る取り組み。
- 北海道開発局においては、令和6年4月より全ての工事（営繕を除く）を対象に実施することとした。
- 令和7年度は、「工事書類簡素化のポイント」の周知・定着と合わせて、徹底を図る。

工事書類簡素化のポイント

24. 工事検査

工事検査は、「検査書類限定型」を活用し10書類に限定して検査

- 完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査において、資料検査を限定し、監督職員と検査職員の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の削減により効率化を図る。
- 技術検査官は、技術検査時に10書類に限定して資料検査を実施する。
- 10書類以外の追加書類を求める場合は、検査通知前までに受注者に通知する。

工事検査書類限定型のイメージ

通常検査

検査書類

約40書類

工事検査書類限定型

検査書類

10書類に限定

上記の書類以外は、
監督職員による施工
プロセスのチェック
リストにより確認

【対象工事】

全ての工事（営繕工事除く）について、実施するものとする。

※以下の工事については対象外

- 「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
- 施工中、監督職員により文書等により改善指示を発出された工事

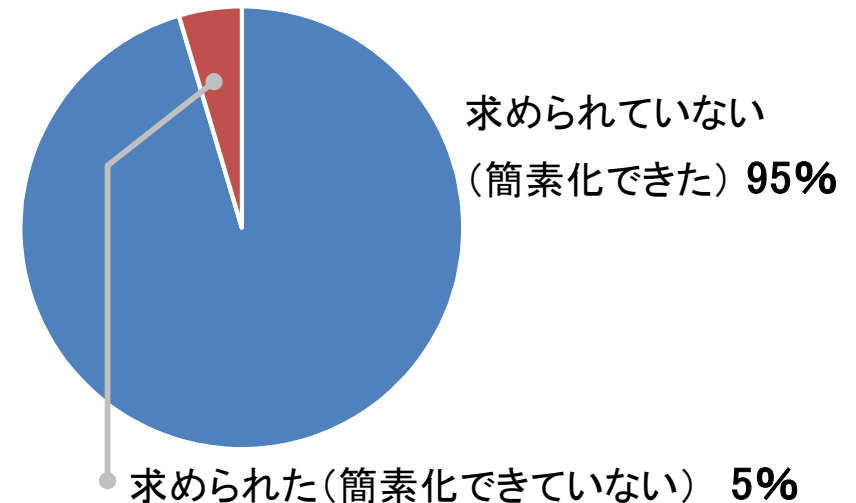
【必要書類】

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を実施。

① 施工計画書	⑥ 品質規格証明書
② 施工体制台帳 (下請引取検査書類を含む)	⑦ 出来形管理図表
③ 工事打合せ簿 (協議)	⑧ 品質管理図表
④ 工事打合せ簿 (承諾)	⑨ 品質証明書
⑤ 工事打合せ簿 (提出)	⑩ 工事写真

●工事フォローアップ調査

発注者から簡素化ができる書類の提出を求められたか？（2月18日時点 N=370）



- ・ 臨場状況の写真 7件
- ・ 発注者発議の書類作成 1件
- ・ 品質証明検査の添付資料 1件

アンケートにおいて、工事検査に関わる不適切な指摘はない。R6年度に引き続き、徹底を図る。

建設業者・民間発注者等の工期設定の適正化について

- 令和6年6月の建設業法改正により、従前発注者に課していた、通常より著しく短い工期による契約締結の禁止の規定を受注者にも適用（令和7年12月までに施行）。令和6年度は法改正の説明会、建設業法令遵守講習会、北海道ブロック発注者協議会等を通じて、建設業者、民間発注者、自治体に周知・要請を実施。
- 改正後の建設業法第40条の4の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を書面と実地（ヒアリング）で調査し、改善指導等を通じて取引の適正化を推進しているところ。令和7年度以降も継続実施。
- 建設Gメンの調査においては「工期に関する基準」※に定める「工期に関する受発注者の責務」についてヒアリング調査を行い適正な工期設定について必要な指導を実施。

※中央建設業審議会決定（令和6年3月27日最終改定）

令和6年

6月14日 【改正建設業法公布】

7月9日 北海道建設業関係労働時間削減推進協議会（事務局：北海道労働局、北海道開発局）
（構成員：北海道労働局、北海道開発局、北海道建設部、札幌市、（一社）北海道建設業協会、（一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会北海道支部、（一社）日本道路建設業協会北海道支部、北海道経済連合会、（一社）北海道商工会議所連合会）

※8月5日付で民間発注者・団体（9社・10団体）に労働時間削減推進の要請文書発出

（要請先：北海道電力（株）、東日本高速道路（株）北海道支社、（公社）北海道宅地建物取引業協会 等

8月1日 発注者協議会幹事会（第1回）

8月7日 法改正説明会（参加者：民間発注者21人、公共発注者188人、建設業者262人、行政書士等77人）

9月1日 【改正建設業法一部施行】（建設Gメン調査権限付与）

（開発局調査件数 民間発注者1社、元請業者25社、一次下請業者30社 計56社（令和7年3月24日現在））

11月20日 発注者協議会幹事会（第2回）

11月27日 建設業法令遵守講習会（参加者：民間発注者8人、公共発注者22人、建設業者262人、行政書士等13人）

12月13日 【改正建設業法一部施行】（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等）

令和7年

1月31日 法改正説明会（12月13日施行分）（参加者：民間発注者69人、公共発注者29人、建設業者661人、行政書士等227人）

※公共発注者以外の属性は明らかではないので推計値

2月25日 市町村への入札契約適正化働きかけ（石狩振興局管内6町村）

3月3日・4日 市町村への入札契約適正化働きかけ（十勝総合振興局管内17市町村）

「建設業の時間外労働・相談・苦情・問い合わせ」窓口

- 令和6年度、時間外労働の上限規制を踏まえ、より柔軟に相談を受けられるようメールおよび電話でも受け付けできるよう窓口を拡大した。
- 令和7年度も引き続き、受け付け体制を維持する。

受注者等の相談窓口(2024年建設業の時間外労働・相談、苦情、問い合わせ)

当局発注工事及び業務に係わる「2024年建設業の時間外労働・相談」、「苦情」及び「問い合わせ」などがございましたら、下記の担当者にご相談ください。

なお、ご相談は面談、電話、メールでお受けすることとしております。

【メール】

hkd-ky-soudan@gxb.mlit.go.jp

【面談、電話】

○札幌開発建設部	技術管理官	011-611-0192(内線3205(河川)、内線2207(道路・公園・空港)、内線2205(農業)) 〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目
○函館開発建設部	技術管理官	0138-42-7519(内線324)〒040-8501 函館市大川町1番27号
○小樽開発建設部	技術管理官	0134-23-5103(内線207)〒047-8555 小樽市潮見台1丁目15番5号
○旭川開発建設部	技術管理官	0166-32-1831(内線3207) 〒078-8513 旭川市宮前1条3丁目3番15号
○室蘭開発建設部	技術管理官	0143-22-9171(内線350)〒051-8524 室蘭市入江町1番地14
○釧路開発建設部	技術管理官	0154-24-7000(内線3206)〒085-8551 釧路市幸町10丁目3番地
○帯広開発建設部	技術管理官	0155-24-8940(内線206)〒080-8585 帯広市西5条南8丁目
○網走開発建設部	技術管理官	0152-44-6171(内線442)〒093-8544 網走市新町2丁目6番1号
○留萌開発建設部	技術管理官	0164-43-5411(内線207)〒077-8501 留萌市寿町1丁目68番地
○稚内開発建設部	技術管理官	0162-33-1000(内線2207)〒097-8527 稚内市末広5丁目6番1号

北海道開発局本局における相談窓口は、以下のとおりです。

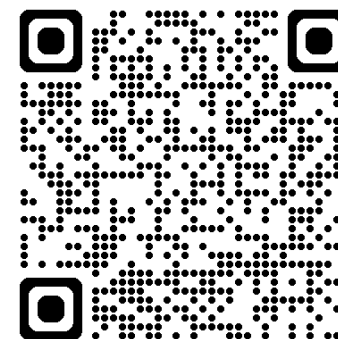
○北海道開発局

工事管理課 工事評価管理官

011-709-2311(内線5484)〒060-8511札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 17F

技術管理課 技術管理企画官

011-709-2311(内線5483)〒060-8511札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 17F



<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000rsr.html>

建設業フォローアップ相談ダイヤル・駆け込みホットライン

- 建設業フォローアップ相談ダイヤル～建設業に関する様々な相談を受け付ける番号
- 駆け込みホットライン～建設業法違反の通報を受け付ける番号

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」、「建設業における社会保険加入対策」、「資機材価格の高騰等による価格転嫁」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただいていたところですが、

令和元年12月24日より、メールの受付アドレスが変更になっております。本リーフレットのアドレスをご利用ください。



TEL. **0570-004976**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 **10:00～12:00 13:30～17:00**
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省
不動産・建設経済局 建設業課

建設業法違反通報窓口 駆け込みホットライン



なくそう違反、
あつたら通報！

全国
共通

TEL. **0570-018-240**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間/10:00～12:00 13:30～17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX. **0570-018-241**

E-mail. hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

※通報者に不利益が生じないよう情報を取り扱います

駆け込みホットラインでは建設業法違反に関する通報を受け付けております。
具体的な違反事例については裏面及びガイドラインをご覧ください。

国土交通省
建設業法令遵守推進本部

(参考)建設業者・民間発注者等の工期設定の適正化に関する取組資料

適正工期確保ガイドブック



中央建設業審議会「工期に関する基準」① 工期に関する受発注者の責務

「工期に関する基準」では、適正な工期を設定するため、建設工事の発注者と受注者にそれぞれ責務が定められています。受発注者間のパートナーシップ構築が、各々の事業継続上で重要になります。

発注者の責務

発注者は、受注者やその下請負人において、その労働者一人ひとりの長時間労働の是正、週休2日の確保などを策定できるよう、時間外労働の抑制を行う工期の設定に協力し、当該発注者の責任を軽減しないよう十分留意する必要があります。

具体的には、発注者は、契約締結前又は契約締結後に必要となる際に、時間外労働の抑制を遵守した適正な工期が確保された見込みが受注者から提出されたときは、その内容を管理し、尊重する必要があります。

※下請契約における発注者も同様

受注者の責務

受注者は、建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを能避とする、着しく短い工期となることのないよう、受発注者間及び元下請で適正な工期で請負契約を締結する必要があります。

そのため、建設工事の適正な工期見込みの提出に努め、その工期によっては建設工事の適正な施工が通常見込まれない請負契約の締結（工事のダンピング）は行ってはなりません。また、契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働の抑制を遵守した適正な工期が確保された見込みを提出し、発注者に提出するよう努める必要があります。

改正建設業法説明会チラシ

2024年12月施行対応

改正建設業法説明会

～価格転嫁協議のルールとICT活用による現場管理～

2024年6月に公布され、12月にその一部が施行となる改正建設業法に関する全国説明会を開催します。8月に行われた説明会からさらに一歩進み、法改正の最新情報をもとに、今後の企業対応についての具体的な手法や、ICTを活用した先進企業の事例を学べる貴重な機会ですので、ぜひご参加下さい。

参加無料
詳細、予約
お申込みはコチラから

開催プログラム

- 建設業法改正に関する最新解説**
国土交通省の担当者が法改正に係わる留意事項や具体的な対応策を説明します。
価格転嫁協議の円滑化ルール／ICT活用による現場管理の効率化／現場技術者の専任業務の合理化 など
- 先進企業によるICT活用事例の発表**
企業経営者によるICT導入事例を紹介。
※建設企業向けセミナーのみ
- Q&Aセッション／相談コーナー**

開催当日オンラインからもご視聴いただけます！

お申込み・お問合せ

対象 特定建設業者・公共工事の発注者をはじめ、建設業における生産性向上・経営効率化に関心のある建設業者／建設工事の発注者

お申込み 右記URLからお申込み下さい。▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ <https://www.ari.co.jp/seminar/>

定員 各50～80人程度

お問合せ 改正建設業法説明会事務局（日本アプライドリサーチ研究所内）／TEL:0120-202-504（平日9:30-17:00）

申込期日 開催日の2営業日前まで。但し定員になり次第終了させていただきます。

主催：国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 政策係

開催場所・日程

建設企業向け ※いずれの会場も14:00-16:00

- 東京 12月19日(木) | 浜離宮建設プラザ
- 大阪 1月17日(金) | エル・おおさか
- 名古屋 1月23日(木) | ウイングあいさ
- 札幌 1月31日(金) | 札幌第1合同庁舎
- 福岡 2月5日(水) | 天神チクモビル

発注者向け ※いずれの会場も10:30-12:00

- 東京 12月19日(木) | 浜離宮建設プラザ
- 大阪 1月17日(金) | エル・おおさか

※会場には、公共交通機関をご利用の上、ご来場下さい。

自治体首长向けチラシ

建設業法等改正による新ルール【公共工事での適用】 (令和6年12月施行)

資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

〇契約前のルール

- ・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化【建設業法第19条第1項第6号】
- ・資材高騰など工期又は請負代金に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から発注者に提供するように義務化【建設業法第20条の2第2項】

発注者 → **受注者**

発注者: 工期内に資材が高騰する可能性があります
受注者: 承知しました

契約

〇契約後のルール

- ・資材高騰などが顕在化した場合に、「変更方法」に従って契約変更協議を申し出ることができる(建設業者)【建設業法第20条の2第3項】
- ・変更の申出に対し公共発注者は、誠実に協議に応じる義務【建設業法第20条の2第4項】【入札契約適正化法第13条第2項】

資材高騰等の顕在化

発注者: 資材が高騰したので請負代金の変更をお願いします
受注者: 予算がないので応じられない、過去に例がない

契約変更協議

このように理由で協議に応じないと、建設業法・入札法違反となるおそれ

働き方改革と生産性向上

〇ICTを活用した生産性の向上

- ・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化 (ICTの活用で確認できれば不要に)【入札契約適正化法第15条第2項】

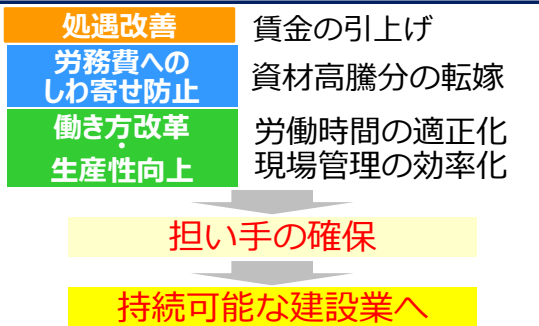
地方公共団体に付して入札法に基づき国による要請、勧告、助言又は援助

(参考)建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年6月14日公布 (令和6年法律第49号)

背景・必要性

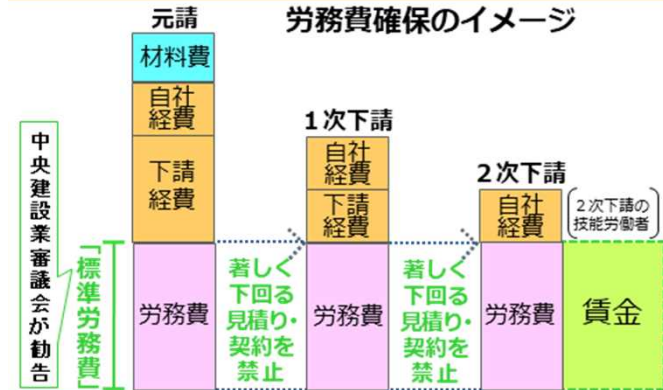
- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%)
全産業 494万円/年 (▲15.6%) 1,954時間/年 (+3.5%)
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

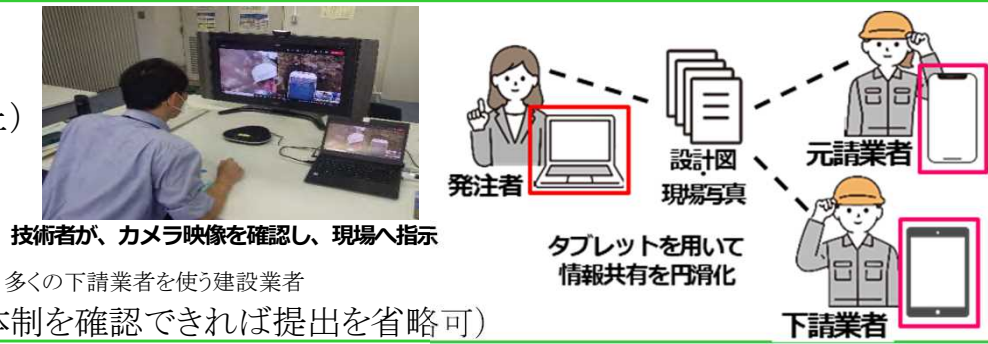


2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)
➡ 特定建設業者*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



(参考)改正建設業法の実効性確保(建設Gメンによる監視体制の強化)

建設Gメンによる監視体制の強化

- ◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。
- ◆ 下請取引等実態調査の件数を大幅に拡大し、そこで把握した違反疑義情報や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を端緒として、違反の疑いのあるものを優先して建設Gメンが実地調査を行うことにより、実効性を確保。
- ◆ 令和6年度の実地調査は、改正建設業法により新たに整備されたルールに係る取引実態を先行的に調査するとともに、既存ルールや労務費指針への対応状況を調査し、不適当な取引行為に対して改善指導等を行い、適正化を図っていく。

※建設Gメンの体制強化：令和5年度72名 → 令和6年度135名

【令和6年度の建設Gメンの実地調査】

【主な調査項目等】

適正な請負代金・労務費の確保

適切な価格転嫁
〔労務費指針への対応状況
資材価格の転嫁協議状況〕

適正な工期の設定

適正な下請代金の支払

【主な調査内容】

- ✓ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、また、総価としての請負代金が不当に低くなっていないか
- ✓ 注文者が、受注者の提出した見積額に対して、労務費の大幅な減額を求めるなど不適当な見積変更依頼をしていないか
- ✓ 労務費の見積額や見積変更依頼後の額が不適当な金額になっていないか
- ✓ 免税事業者である下請負人との取引において、消費税相当額を一方的に減額していないか（インボイス関係） 等
- ✓ 注文者が、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）に示された行動指針に基づいて、採るべき行動をとっているか
- ✓ 労務費や資材価格の高騰等を踏まえた請負代金や工期の変更協議に係る受注者からの申出状況、申出を踏まえた注文者の変更協議への対応状況 等
- ✓ 「工期に関する基準」に基づき、受注者は時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期による見積を行ったか、また、注文者は当該工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
- ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況 等
- ※ 効果的に調査を行うため、労働基準監督署と連携して工期の合同調査を実施
- ✓ 下請代金の支払に手形を利用している場合、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか
- ✓ 元請事業者（特定建設業者）が下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」（手形期間が120日超、11月以降は60日超）となっていないか
- ※ サプライチェーン全体で、手形の期間短縮等に対応していくため、発注者の手形期間等も調査
- ✓ 下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

建設Gメンの実地調査

不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

社会保険の加入促進、法定福利費等の確保及び下請契約における取引適正化の取組について

- 社会保険の加入促進、下請負人へのしわ寄せの防止や労働者への適切な賃金水準の確保なども踏まえ、適正な取引環境を構築するために必要な取組を継続して実施
 - ・ 国土交通大臣許可の建設業者に対し、標準見積書等の活用状況や適正な取引となっているか等を立入検査で確認
 - また、建設Gメン調査においては北海道知事許可の建設業者を含めて調査を実施
 - ・ 建設工事における労働災害防止等に関する説明会を開催し、社会保険や安全衛生経費の適切な支払いについて講義を実施（令和7年1月29日）
- 元下関係の適正化に資するため「建設業者のための建設業法」を作成してホームページで周知

令和6年度立入検査等実施結果

立入検査実施件数	10社
合同立入検査実施件数	5社
建設Gメン調査件数	56社
合 計	71社

立入検査等を踏まえた処分等の内容

- ・ 文書勧告：技術者の専任義務違反
契約約款の未添付
変更契約書未締結
- ・ 口頭指導：口頭による見積依頼
法定福利費未記載 等

※令和7年3月24日時点

建設業者のための建設業法

元請下請関係の適正化のための22の鉄則

令和6年2月

国土交通省北海道開発局
事業振興部建設産業課

鉄則3

建設工事の見積書は「工事の種別」ごとに「経費の内訳」が明らかとなったものでなければならない

建設工事の見積等→建設業法第20条

この鉄則の趣旨を知ろう

建設工事の請負契約を締結するに際しては、請負金額の算定に当たり、適正な見積りを実施することが重要です。工事費の内訳が明らかにされた見積りを行うことにより見積金額の算定根拠を明確にすることは、元請下請の金額折衝において適正な請負価格の設定を促すことにつながるだけでなく、ダンピングを防止する効果が期待されます。

このため、建設業者は請負契約の締結に際し、内訳を明らかにした見積りを行うよう努めなければならないこととしています。

工事の種別とは

切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような「工種の別」及び本館、別館のような「目的物の別」を指します。

経費の内訳とは

労務費、材料費、共通仮設費、現場管理費、機械経費、法定福利費等の別を指します。

法定福利費の内訳明示された標準見積書の活用

建設産業の労働環境の改善及び技能労働者の処遇改善に向け、平成25年9月より、社会保険への加入原資となる必要な法定福利費を確保するため、専門工事団体で作成した標準見積書の活用等による法定福利費を内訳明示した見積書の一斉提出が開始されました。

元請負人においては、下請負人との契約に当たって、法定福利費を内訳明示された見積書を提出するよう働きかけるとともに、提出された見積書を尊重しましょう。

下請負人においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請負人に提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させましょう。

ワンポイントアドバイス

下請業者との見積り合わせ時には、査定の詳細をきちんと説明しましょう！！

建設工事の請負代金については「半値八がけ」と言われるように、合理的な根拠もないまま金額の交渉を行っている例があるとの指摘がされています。
合理的な根拠もなく、原価にも満たない安い代金で下請業者に工事を無理矢理押しつけた場合には、建設業法第19条の3に違反することがあります。
自らが行った査定の方法を下請業者にきちんと説明し、両者合意のもとで契約を行いましょう。

建設キャリアアップシステム普及促進のための取り組みについて

- 国、道、札幌市において令和6年度までにCCUS活用モデル工事を実施済。今後は、CCUSインセンティブ付与サポート窓口を活用して市町村での実施をサポート
- 建設Gメン調査においても建設業者にチラシを配付してシステムへの登録や能力評価の取組を依頼
※登録数(北海道) R5(10,075事業所、69,970人)→R6(11,469事業所、82,519人)

※(一財)建設業振興基金公表資料(12.31日時点のデータ)

市町村導入支援窓口

CCUS インセンティブ付与サポート窓口

CCUS 活用促進に向けたインセンティブ措置の導入に関して、市区町村ご担当者の皆様に強力にサポートします！以下窓口へご相談ください！

【相談内容の例】

- CCUS の制度概要や活用方法
- インセンティブ措置の検討にあたっての登録状況把握や統計データの収集について
- 国土交通省や先行する地方公共団体における取り組み事例

など

統計データ・サポート体制についてのお問い合わせ：

一般財団法人 建設業振興基金 建設キャリアアップシステム事業本部
電話番号：03-5473-4586 メールアドレス：info-ccus@kensetsu-kikin.or.jp

管内自治体の取組状況や参考事例についてのお問い合わせ：

整備局等	部署	電話	メールアドレス
北海道開発局	事業振興部建設産業課	011-709-2311	hkd-ky-kensanseminar@mlit.go.jp

登録依頼チラシ

建設業の今とこれからをみんなで支える
建設キャリアアップシステム

- 建設技能者の適正な評価と給与の引上げ
- 建設技能者を育てる企業が評価され、受注機会が確保される環境整備

などを目的に、国と業界が一体となって推進している建設産業共通の制度インフラです。登録は技能者140万人、事業者26万社(2024年3月末)と、全国に広がっています。

技能者にとってのCCUS

カードのレベルアップによって処遇改善につながる

仕事やスキルを証明し、実力を証明できる

登録すると多くの特典が利用できます！

事業者にとってのCCUS

技能者を育てると施工能力評価がアップし、企業評価が高まる

現場管理業務の省力化につながる

公共工事の入札で評価アップ！

CCUSのデータを活用した取り組みが進んでいます

建退共の電子申請とCCUSの連携が始まりました。

建退共カードでCCUSと連携し、電子申請が可能になりました。

経営事項審査におけるCCUS活用加算

2023年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- ・全ての対象工事で該当措置を実施 15点
- ・全ての公共工事で該当措置を実施 10点

※対象工事とは、元請として実施する工事(国外の工事、建設業法施行令で定める軽微な工事及び災害緊急工事を除く)
※該当措置とは、CCUS上の現場情報の登録、現場での就業履歴の登録、就業履歴の登録と賃金証明書の提出

登録方法は、

- インターネットのCCUSホームページ (https://www.ccus.jp/) トップページの「登録者登録」「事業者登録」をクリック
- 全国240の登録窓口(認定登録機関)
- 登録済の事業者やCCUS登録行政書士による代行申請

が利用できます。

CCUSのご利用には「技能者登録」「事業者登録」、運用時に事業者にお支払いいただく「管理者ID利用料」「現場利用料」が必要です。

建設キャリアアップシステム(CCUS)の仕組み

Construction Career Up System

CCUSに技能者情報を登録したら、現場に設置されたカードリーダーなどにカードをタッチ！
※事前に技能者の所属事業者への関連付けと施工体制登録が必要です。

1.システムへの登録 2.現場で読み取り 3.就業履歴の登録

登録すると、CCUSカードが交付されます。現場に設置されたカードリーダー等でCCUSカードを読み取ります。CCUSに就業履歴が登録されます。



4. スキルの証明となる資格・講習をCCUSに登録



5. CCUSに登録された情報をもとにレベルを評価



建設キャリアアップシステムについて詳しくは以下をご覧ください
CCUSの操作方法や申請のコツ・CCUSを導入している企業や事業者の紹介・コースなどを配信！
YouTube CCUSチャンネル
建設業振興基金
一般財団法人 建設業振興基金 建設キャリアアップシステム事業本部 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 TEL MTビル2号館

「建設業の魅力発信！動画コンテスト」

〇地域の産業・暮らしや生産空間の維持等に不可欠なインフラ整備のみならず、激甚化・頻発化する災害への対応等を担う建設業の魅力を知っていただき、より一層関心を深めてもらうことを目的として、「建設業の魅力発信！動画コンテスト」を開催し、令和7年3月18日に表彰式を行いました。

【表彰式】

日時：令和7年3月18日(火) 14:00～
場所：札幌第1合同庁舎 2階講堂

【主催】

国土交通省 北海道開発局
北海道建青会

◆最優秀賞

「橋づくりにチャレンジする若き女性技術者たち」 荒井建設 株式会社

◆優秀賞

「俺たちは無名のヒーロー」 株式会社クリエイティブ・ラボ

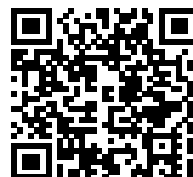
◆入賞

「現場で働く人はカッコいい！！」
「今年入社ドシロウトの活動記録」
「街をつくる、進化する建設業」
「この国を建てまくれ建てまつれ」
「Plumber -配管工-」
「今の建設はダブルの魅力！？」
「100年先まで想いをつなぐ」
「ワクワクから始めよう！～「好き」が生まれる場所がココに在る～」

株式会社 中田組
株式会社 丸善建設
SUNAGO SMILE CREATOR' S
栄建設 株式会社
札幌市管工事業協同組合青年部
田中組 建設DX推進室
伊藤 朋之
TOMAJU建設産業イメージアップ委員会

「建設業の魅力発信！動画コンテスト」YouTubeチャンネル ➤

※建設業の担い手確保の取組、各種イベント等で幅広くご活用下さい。



＜作品募集ポスター＞



＜投票開始ポスター＞



＜受賞者の皆様＞



表彰式 ダイジェスト写真

＜坂場局長の開会挨拶＞



＜最優秀賞：荒井建設 株式会社＞



※審査員を務めて頂いた更別農業高校放送局の皆様からビデオレターが届きました。ありがとうございました。



＜新谷建青会長の閉会挨拶＞



小野崎 絢さん、松本 紫さん
最優秀賞受賞インタビュー



岩本 靖代表
(株)クリエイティブ・ラボ
優秀賞受賞インタビュー



↓↓↓ 各々の形で受賞の喜びを表現する入賞者の皆様 ↓↓↓



※高校生の皆様から審査コメントを頂きました。ありがとうございました。

札幌日大高校放送局
函館工業高等専門学校
岩見沢緑陵高校

栗城様
高橋様、青木様
鈴木様